

# 山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部 第67回本部員会議

日時 令和5年2月15日(水)

午後3時30分

場所 県庁5階 502会議室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 協 議

(1) 新型コロナウイルス感染症の発生状況等について

(2) 今後のマスク着用に係る取扱いについて

① 令和5年3月13日以降のマスク着用の考え方について

② 「県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い」の見直しについて

③ 「イベント等の開催に関する基本方針」の見直しについて

(3) 検査受検の協力要請及び無料検査の実施期間の延長について

(4) その他

### 4 閉 会

## 新型コロナウイルス感染症の発生状況について

### 1 世界の状況（厚生労働省発表：令和5年2月6日時点）〔198か国・地域〕

感染者数計 670,070,368人

うち死亡者 6,762,459人

<国別内訳（感染者が多い国順）>

国	感染者数	死亡者数	国	感染者数	死亡者数	国	感染者数	死亡者数
米国	102,592,195	1,111,495	ブラジル	36,867,401	697,365	英国	24,526,807	217,658
インド	44,684,679	530,745	日本	32,760,317	69,601	ロシア	21,687,216	387,324
フランス	39,741,331	165,407	韓国	30,263,261	33,614	トルコ	17,042,722	101,492
ドイツ	37,822,577	166,128	イタリア	25,488,166	187,272	スペイン	13,740,531	118,712

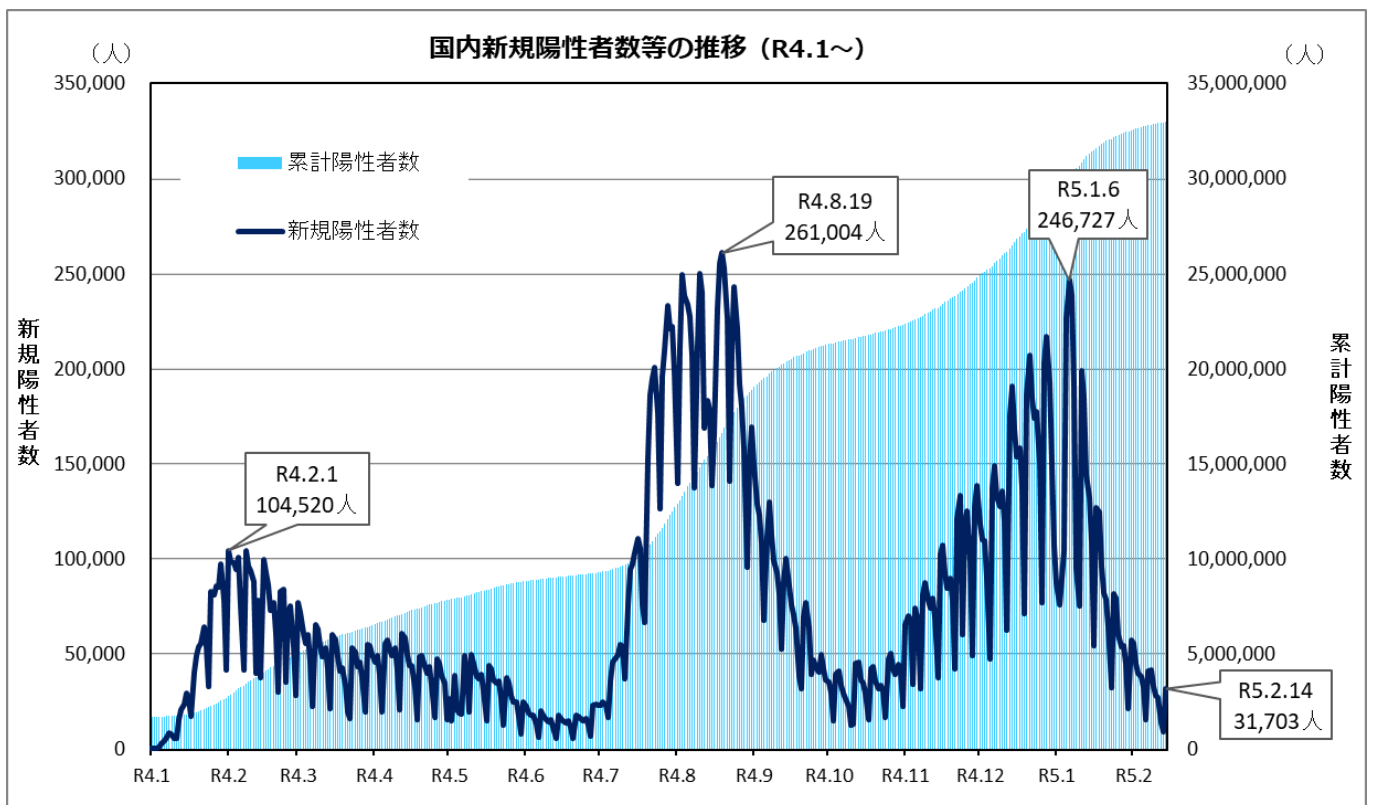
### 2 国内の状況（厚生労働省発表：令和5年2月14日公表分）

感染者数計 32,990,844人（前日比+31,703人）

うち死亡者 70,923人（前日比 +135人）

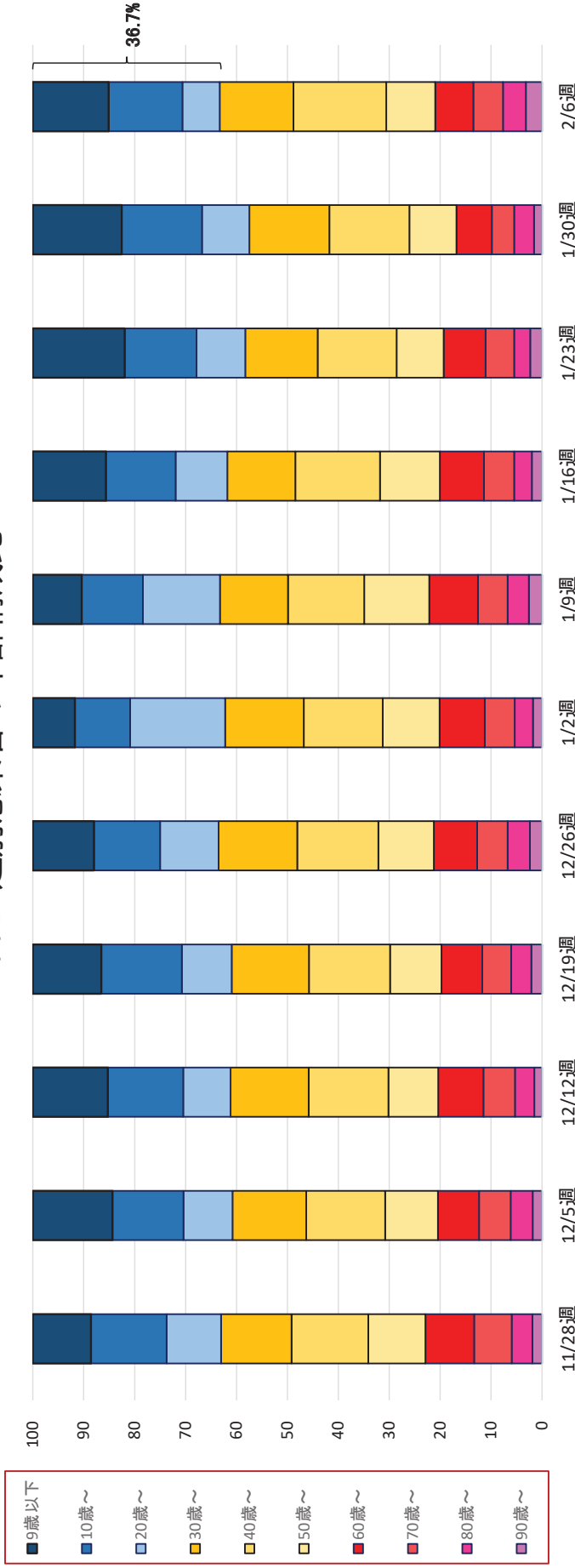
都道府県	感染者数	都道府県	感染者数	都道府県	感染者数	都道府県	感染者数
北海道	1,321,732 (+1,090)	東京都	4,301,519 (+2,232)	滋賀県	368,140 (+570)	香川県	248,176 (+495)
青森県	275,964 (+200)	神奈川県	2,192,532 (+1,482)	京都府	669,069 (+548)	愛媛県	309,329 (+748)
岩手県	229,911 (+394)	新潟県	445,737 (+555)	大阪府	2,799,957 (+2,383)	高知県	166,026 (+334)
宮城県	526,424 (+613)	富山県	232,160 (+477)	兵庫県	1,447,807 (+1,203)	福岡県	1,566,588 (+1,475)
秋田県	196,776 (+282)	石川県	273,752 (+411)	奈良県	341,253 (+387)	佐賀県	257,896 (+264)
山形県	221,657 (+306)	福井県	196,456 (+261)	和歌山県	234,262 (+275)	長崎県	331,794 (+404)
福島県	395,015 (+566)	山梨県	186,351 (+271)	鳥取県	137,927 (+208)	熊本県	528,104 (+597)
茨城県	628,026 (+201)	長野県	446,975 (+590)	島根県	163,547 (+393)	大分県	298,292 (+351)
栃木県	414,116 (+593)	岐阜県	531,138 (+972)	岡山県	483,417 (+590)	宮崎県	316,509 (+320)
群馬県	433,035 (+528)	静岡県	850,952 (+913)	広島県	786,284 (+281)	鹿児島県	434,779 (+548)
埼玉県	1,778,240 (+1,373)	愛知県	2,082,828 (+2,401)	山口県	306,754 (+581)	沖縄県	574,151 (+208)
千葉県	1,446,177 (+1,157)	三重県	450,874 (+254)	徳島県	162,287 (+418)	計	32,990,844 (+31,703)

※『感染者数計』は各自治体の公表値の積み上げであり、前日数値からの増減とは異なる場合がある。  
 ※ 空港・海港検疫を除く。（合計には長崎県クルーズ船陽性者を含む。）





# 県内 週別感染者の年齢構成比



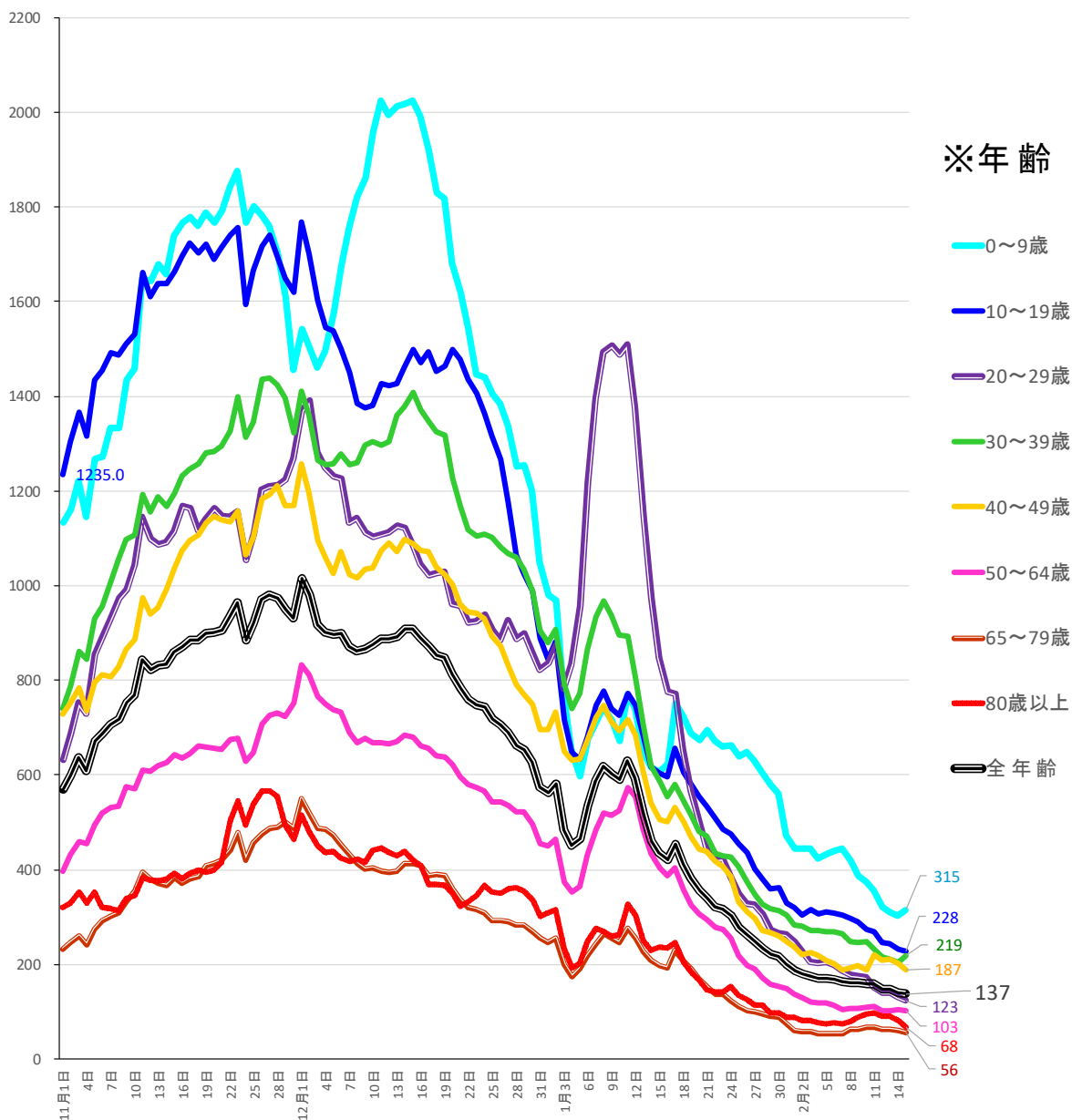
令和5年2月13日現在

	11/28週		12/5週		12/12週		12/19週		12/26週		1/2週		1/9週		1/16週		1/23週		1/30週		2/6週	
	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比
9歳以下	1,084	11.4	1,467	15.7	1,327	14.8	1,018	13.4	711	12.0	539	8.3	440	9.6	487	14.4	420	18.0	313	17.4	232	14.9
10歳～	1,411	14.9	1,304	13.9	1,327	14.8	1,202	15.9	771	13.0	710	10.9	550	12.0	464	13.7	329	14.1	283	15.8	225	14.5
20歳～	1,019	10.7	903	9.6	838	9.3	739	9.7	682	11.5	1,218	18.6	692	15.1	343	10.1	223	9.6	167	9.3	114	7.3
30歳～	1,310	13.8	1,353	14.4	1,381	15.4	1,151	15.2	917	15.5	1,009	15.4	611	13.4	453	13.4	332	14.2	282	15.7	225	14.5
40歳～	1,433	15.1	1,454	15.5	1,408	15.7	1,210	16.0	943	15.9	1,012	15.5	684	15.0	565	16.7	361	15.5	282	15.7	283	18.2
50歳～	1,065	11.2	970	10.4	879	9.8	764	10.1	648	10.9	728	11.1	584	12.8	398	11.7	215	9.2	166	9.3	150	9.6
60歳～	909	9.6	754	8.1	800	8.9	608	8.0	503	8.5	581	8.9	439	9.6	294	8.7	192	8.2	124	6.9	116	7.5
70歳～	702	7.4	581	6.2	554	6.2	430	5.7	354	6.0	384	5.9	266	5.8	201	5.9	130	5.6	79	4.4	91	5.9
80歳～	389	4.1	407	4.3	341	3.8	301	4.0	262	4.4	234	3.6	192	4.2	118	3.5	74	3.2	70	3.9	70	4.5
90歳～	177	1.9	172	1.8	138	1.5	158	2.1	139	2.3	116	1.8	117	2.6	67	2.0	54	2.3	28	1.6	49	3.2
合計	9,499	(100)	9,365	(100)	8,993	(100)	7,581	(100)	5,930	(100)	6,531	(100)	4,575	(100)	3,390	(100)	2,330	(100)	1,794	(100)	1,555	(100)
65歳以上(再掲)	1,688	17.8	1,500	16.0	1,383	15.4	1,135	15.0	971	16.4	965	14.8	763	16.7	502	14.8	337	14.5	221	12.3	266	17.1

# 新型コロナウイルス感染症 新規感染者数(過去7日間累計／人口10万対)の推移

(山形県 年齢群別: 2022年11月1日～2023年2月15日)

下記グラフの右端の数値は、2023年2月15日の  
各年齢群人口10万対 過去7日間累計感染者数

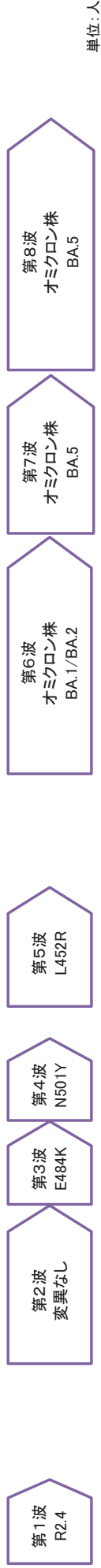


※年齢群別人口は、直近の公表値として、2021年10月1日時点の推計人口を使用

(注) 全国の都道府県別の統計は、2020年国勢調査人口(2021年10月1日の推計人口よりも多い)を分母として計算している。このため、上記の累計感染者数(全年齢)は、都道府県別の感染者数(人口10万対)の公表値よりも若干高めの数値を示す。

令和5年2月15日現在

山形県内の新型コロナウイルス関連死亡者数の推移（月別・年代別）



単位：人

年 月	R2			R3									R4						R5			合計				
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	7 ~18 19~	8	9	10 ~11 12~	10	11	12	計		1	2	計	
30歳～																										1
40歳～							1																			2
50歳～									1																	5
60歳～																										6
65歳～																										14
70歳～																										52
80歳～																										121
90歳～																										140
非公表																										10
合計	1	8	9	4	3	1	15	9	6																	351
波ごと	第1波	第2波	第3波	第4波	第5波	第6波	第7波	第8波																		
死者数	1	15	16	15	9	43	97	155																		

《全体》

死亡者数に占める65歳以上の割合： 95.9%（327名/341名）

◇ 県内第6波以降の死亡者数に占める65歳以上の割合  
96.8%（276名/285名）

# コロナワクチン接種の進捗状況〈県内の年代別接種率等〉

県内の実績  
(2/13時点)

**3回目接種率**

**77.5%** ※全国平均68.2%

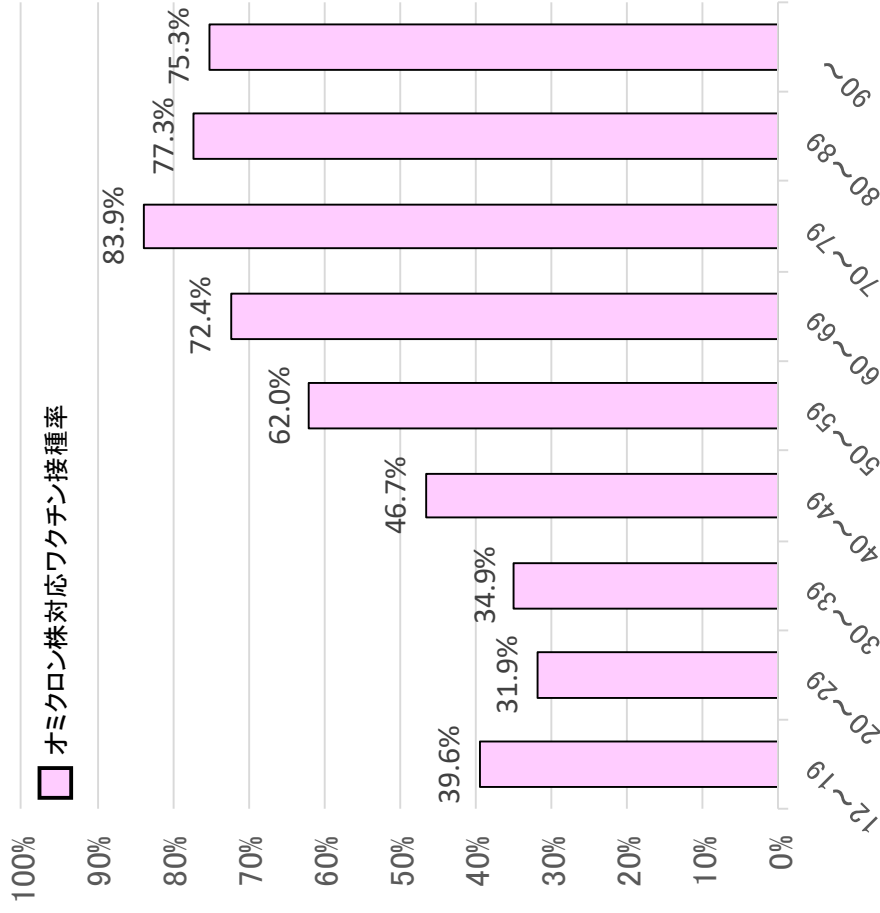
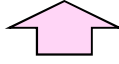
オミクロン株対応ワクチン接種率

**54.6%** ※全国平均43.0%

全国2位 (東北2位)

全国3位 (東北3位)

年代	回数別接種率※1					オミクロン株 対応ワクチン 接種率
	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	
12～19	87.3%	86.9%	66.4%			39.6%
20～29	89.0%	88.6%	67.7%			31.9%
30～39	84.5%	84.2%	67.2%			34.9%
40～49	88.7%	88.5%	75.6%			46.7%
50～59	92.2%	92.1%	85.0%	—※2	—※2	62.0%
60～69	91.8%	91.7%	88.7%			72.4%
70～79	98.6%	98.4%	96.3%			83.9%
80～89	94.5%	94.2%	91.9%			77.3%
90～	98.2%	97.8%	94.3%			75.3%
合計	86.9%	86.2%	77.5%	57.7%	31.2%	54.6%



※1 12歳以上の3～5回目の接種率には、オミクロン株対応ワクチンの接種を含む。

※2 4、5回目の年代別接種率は、厚労省から公表されていない。

年代	1回目	2回目	3回目
乳幼児※3	7.9%	7.0%	0.9%
小児※4	53.9%	52.9%	24.8%

※3 乳幼児は、6か月～4歳。

※4 小児は、5歳から11歳。

※年代別の人口を分母とした割合  
資料：ワクチン接種記録システム(VRS)に登録された接種実績

# 本県の各種指標の推移

新しべJ2(11/30~)

	1/19 (木)	1/20 (金)	1/21 (土)	1/22 (日)	1/23 (月)	1/24 (火)	1/25 (水)	1/26 (木)	1/27 (金)	1/28 (土)	1/29 (日)	1/30 (月)	1/31 (火)	2/1 (水)	2/2 (木)	2/3 (金)	2/4 (土)	2/5 (日)	2/6 (月)	2/7 (火)	2/8 (水)	2/9 (木)	2/10 (金)	2/11 (土)	2/12 (日)	2/13 (月)	2/14 (火)	2/15 (水)
① 病床使用率	31.0%	28.3%	29.7%	30.0%	31.0%	30.0%	28.3%	28.6%	26.6%	27.6%	27.9%	28.3%	19.0%	16.6%	14.5%	14.1%	15.2%	15.5%	13.6%	12.6%	11.9%	14.6%	17.7%	17.7%	18.4%	18.7%	17.3%	15.6%
② 重症病床使用率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.6%	3.6%	3.6%

## 《参考指標》

③ 1週間の新規陽性者数 (人口10万人あたり)	375.94	350.84	336.14	317.42	311.80	299.63	273.69	258.52	245.88	230.62	218.16	213.76	197.19	184.64	176.40	173.60	168.45	167.98	166.10	161.24	159.46	158.43	157.12	157.02	145.60	144.66	139.51	135.58
④ 1週間の新規陽性者数 (累計)	4,015	3,747	3,590	3,390	3,330	3,200	2,923	2,761	2,626	2,463	2,330	2,283	2,106	1,972	1,884	1,854	1,799	1,794	1,774	1,722	1,703	1,692	1,678	1,677	1,555	1,545	1,490	1,448
⑤ 直近1週間と 先週1週間の比較	0.64	0.69	0.74	0.74	0.75	0.67	0.67	0.69	0.70	0.69	0.69	0.69	0.66	0.67	0.68	0.71	0.73	0.77	0.78	0.82	0.86	0.90	0.91	0.93	0.87	0.87	0.87	0.85
⑥ 新規陽性者数の 検査件数比	53.1%	44.7%	44.0%	41.8%	41.5%	40.4%	36.9%	35.7%	35.5%	33.0%	32.4%	32.1%	29.6%	28.6%	27.1%	26.3%	26.7%	27.3%	27.4%	26.6%	28.4%	30.6%	30.3%	30.3%	28.1%	27.9%	26.9%	26.2%

## 《感染状況等》

⑦ 入院患者数	255	239	243	244	257	202	192	190	170	177	178	175	109	103	99	91	91	93	88	63	61	67	73	73	75	76	69	64
うち確保病床以外の入院患者数	165	157	157	157	167	115	110	107	93	97	97	93	54	55	57	50	47	48	26	26	24	21	21	21	21	21	18	18
うち重症入院患者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
うち60歳以上入院患者数	234	220	221	232	237	196	187	187	170	175	175	150	94	89	84	76	78	79	76	55	52	58	63	63	64	65	57	55
⑧ 新規陽性者数	504	415	481	335	154	590	444	342	280	318	202	107	413	310	254	250	263	197	87	361	291	243	262	75	77	306	249	
⑨ 1週間の検査件数	7,567	8,387	8,155	8,111	8,025	7,922	7,924	7,729	7,389	7,474	7,187	7,113	7,104	6,893	6,957	7,045	6,736	6,561	6,474	6,481	5,989	5,535	5,535	5,535	5,535	5,535	5,535	5,535

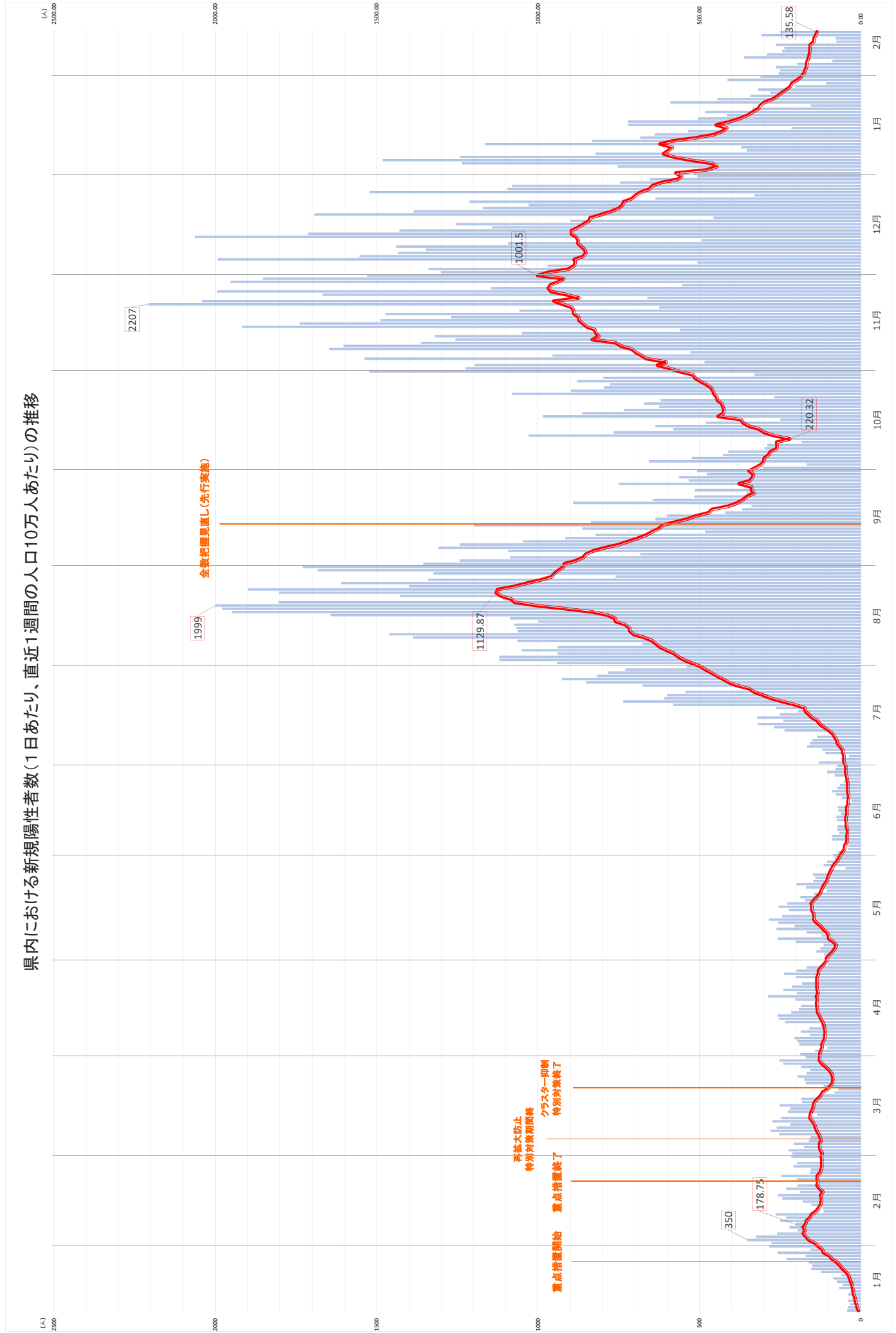
※ ①病床使用率：確保病床数は2月5日までは「290」、2月6日以降は「294」で算出

※ ⑨新規陽性者数：医療機関で診断された陽性者数と陽性者健康フォローアップセンターで診断された陽性者数の合計

※ ⑨1週間の検査件数：前週1週間のPCR検査及び抗原検査の合計（毎週木曜日に更新）



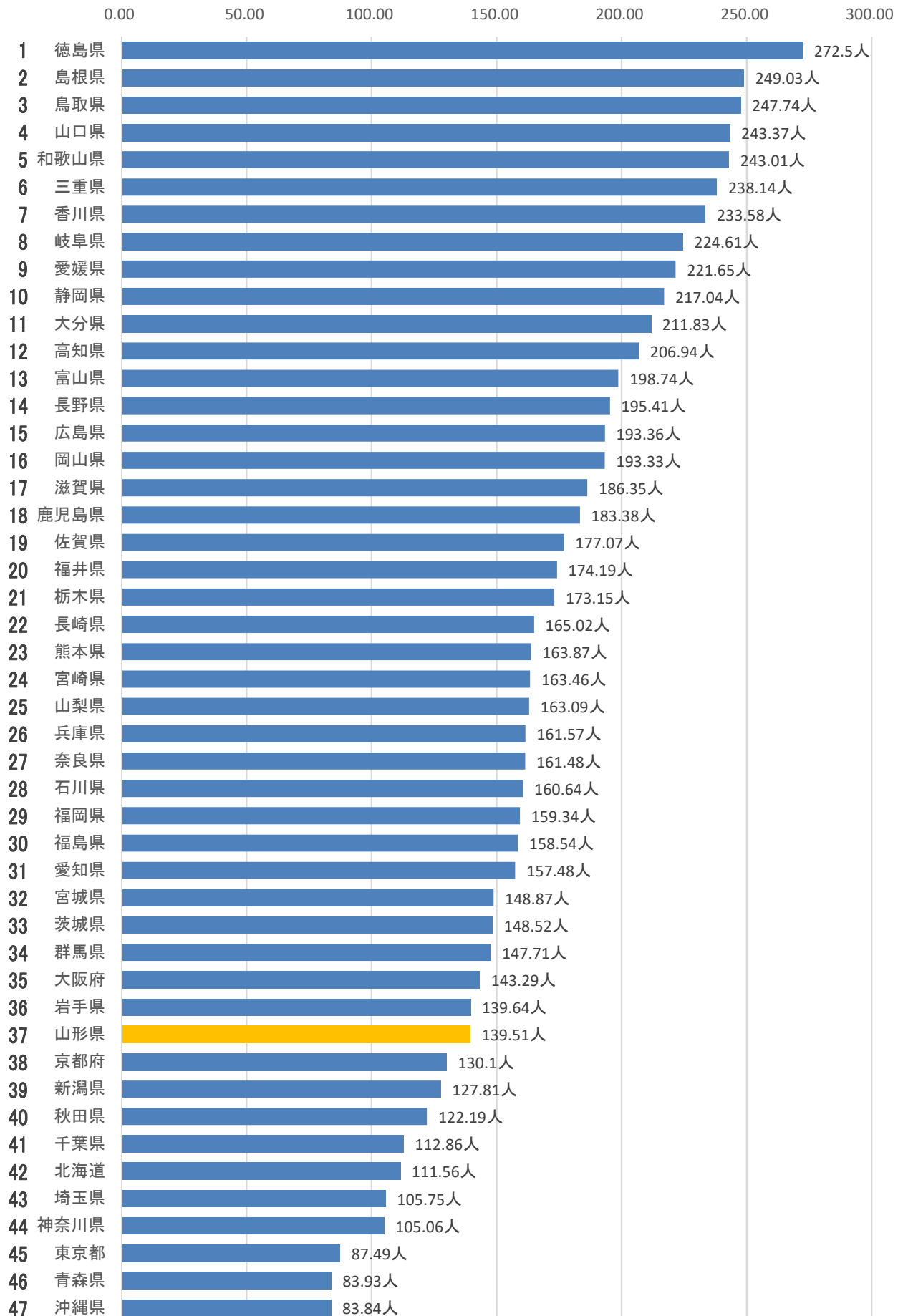
県内における新規陽性者数(1日あたり、直近1週間の人口10万人あたりの推移)



北海道・東北・新潟各道県及び首都圏の新規陽性者数の推移

	1/19 (木)	1/20 (金)	1/21 (土)	1/22 (日)	1/23 (月)	1/24 (火)	1/25 (水)	1/26 (木)	1/27 (金)	1/28 (土)	1/29 (日)	1/30 (月)	1/31 (火)	2/1 (水)	2/2 (木)	2/3 (金)	2/4 (土)	2/5 (日)	2/6 (月)	2/7 (火)	2/8 (水)	2/9 (木)	2/10 (金)	2/11 (土)	2/12 (日)	2/13 (月)	2/14 (火)	直近 1週間 合計	直近1週間 10万人 あたり
北海道	2,190	1,863	1,867	1,284	664	2,221	1,853	1,683	1,367	1,390	1,001	482	1,802	1,434	1,367	1,058	1,145	784	365	1,464	1,239	1,022	956	872	326	324	1,090	5,829	111.56
青森	598	511	535	315	199	714	497	371	351	356	227	96	439	283	218	241	192	137	82	236	240	154	183	153	59	50	200	1,039	83.93
岩手	617	639	506	388	221	739	520	400	379	462	286	161	578	434	347	352	325	255	97	458	325	265	250	265	104	88	394	1,691	139.64
宮城	1,555	1,208	1,263	1,007	583	1,286	1,262	972	942	949	816	416	891	937	778	601	669	511	336	683	665	605	532	488	337	187	613	3,427	148.87
秋田	420	409	450	242	96	595	441	264	312	288	214	90	415	240	202	218	230	160	68	312	219	191	176	218	41	46	282	1,173	122.19
山形	504	415	481	335	154	590	444	342	280	318	202	107	413	310	254	250	263	197	87	361	291	243	236	262	75	77	306	1,490	139.51
福島	1,291	1,109	1,158	881	430	1,331	1,019	826	798	828	616	344	931	795	623	637	578	424	237	724	670	488	416	439	162	165	566	2,906	158.54
新潟	1,207	991	1,085	753	415	1,340	1,047	721	748	710	537	258	899	707	671	627	567	443	269	827	634	501	396	439	188	100	555	2,813	127.81
埼玉	4,447	3,777	3,885	2,977	1,322	4,126	3,511	2,614	2,356	2,359	1,981	822	2,714	2,646	2,033	1,733	1,617	1,387	696	1,924	1,846	1,359	1,225	1,095	406	463	1,373	7,767	105.75
千葉	4,057	3,821	3,733	3,175	1,374	4,058	3,458	2,832	2,564	2,505	2,000	894	2,743	2,316	1,825	1,631	1,657	1,322	630	1,793	1,649	1,271	1,181	1,079	414	341	1,157	7,092	112.86
東京	7,719	6,603	6,607	5,110	2,677	7,306	5,934	5,061	4,297	4,515	3,427	1,818	4,862	4,012	3,502	2,941	2,992	2,287	1,105	3,131	2,612	2,173	1,922	1,743	799	810	2,232	12,291	87.49
神奈川	5,634	4,396	4,541	3,551	2,194	4,591	4,278	3,729	3,246	3,206	2,463	1,543	3,044	2,863	2,592	2,368	2,286	1,812	1,054	2,324	2,000	1,862	1,584	1,464	712	600	1,482	9,704	105.06
全国	96,330	82,615	79,074	64,490	32,591	81,581	79,432	60,603	53,905	54,807	44,693	21,429	57,301	55,525	45,765	39,914	38,566	32,381	15,566	41,453	41,572	32,965	28,639	27,360	13,683	9,437	31,703	185,359	146.94

## 都道府県別 新規陽性者数 (/週/10万人) (2月14日時点)



- 1 個人の主体的な選択を尊重し、「**マスク着用は個人の判断**」を基本とする  
⇒ 以下の点に留意する
  - ・ 本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断を尊重する
  - ・ 子どものすこやかな発育・発達の妨げにならないよう配慮する
  - ・ 感染が大きく拡大している場合は、一時的に場面に応じた適切なマスク着用を広く呼びかける(この場合も、子どものマスク着用については、保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意する)
- 2 政府が示す**感染防止対策としてマスク(不織布マスク推奨)の着用が効果的な場面にも留意**する
- 3 マスク着用が個人の判断に委ねられるようになった後も、換気の励行、ゼロ密(密閉、密集、密接の全てを避ける)、こまめな手洗い、消毒などの**基本的な感染防止対策を引き続き徹底**する

## 令和5年3月13日以降の「マスク着用の考え方(案)」②

### 【政府が示すマスク着用が効果的な場面】

- ✓ 高齢者等の重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、**以下の場面では、マスクの着用を推奨**
  - ・ 医療機関への受診時 ・ 医療機関や高齢者施設等への訪問時
  - ・ 通勤ラッシュ時などの混雑した電車やバスへの乗車時(当面の取扱い)
    - ※ 概ね全員の着席が可能であるもの(新幹線、高速バス、貸し切りバス等)を除く
- ✓ 感染の流行期に**重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時**は、感染から身を守るための対策としてマスク着用が効果的

## 【学校における対応(令和5年4月1日以降)】

- ✓ 学校教育活動の実施にあたって、マスクの着用を求めないことを基本とする
  - ⇒ 以下の点に留意する
    - ・ 基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する児童生徒に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じる
    - ・ 地域や学校における新型コロナや季節性インフルエンザの感染状況に応じて、学校・教員が児童生徒に対してマスク着用を促す場合も、児童生徒や保護者の主体的な判断が尊重されるよう、着脱を強いることがないようにする
- ✓ 4月1日より前に実施される卒業式におけるマスクの取扱いについては、県教育委員会から各県立学校等へ別途通知済み
  - ※ 通知内容は「県立学校の卒業式におけるマスクの取扱いについて」のとおり市町村教育委員会に対しても上記の内容を通知済み

## 令和5年3月13日以降の「マスク着用の考え方(案)」④

## 【保育所・認定こども園等における対応】

- ✓ 2歳児以上についても、マスク着用は求めない
  - ⇒ 基礎疾患がある等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスク着用を希望する子どもや保護者に対して適切に配慮するとともに、換気の確保に必要な対策を講じる

## 【医療機関や高齢者施設等における対応】

- ✓ 高齢者等の重症化リスクの高いものが多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスク着用を推奨する

## 【事業者における対応】

- ✓ 各業界団体が見直しを行う「業種別ガイドライン」に基づき、マスク着用の考え方や基本的な感染防止対策の徹底等について、現場や利用者に周知する
- ✓ 事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される

## 県立学校の卒業式におけるマスクの取扱いについて

### 1 基本的な方針

#### (児童生徒及び教職員の対応)

- 卒業式については、教育的意義を考慮し、式典全体(入退場、式辞・祝辞、卒業証書授与、送辞・答辞の場面等)を通じてマスクを外すことを基本とする。
- ただし、校歌等の斉唱や合唱、児童生徒によるいわゆる「呼びかけ」を実施する際は、マスクの着用など一定の感染症対策を講じる。

#### (保護者及び来賓の対応)

- マスクの着用を求め、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保する。その上で、感染対策上での来賓や保護者等の参加人数の制限は必要ない。

### 2 留意事項

- 卒業式の実施に当たっては、効果的な換気の実施や咳エチケットの推奨等、必要な感染症対策を講じる。
- 発熱に限らず、咽頭痛や咳等、普段と異なる症状のある者については、卒業式への参加を控えるよう徹底する。
- 基礎疾患があるなど様々な事情によってマスクの着用を希望したり、また、健康上の理由によって着用できない児童生徒もいることから、マスクの着脱を強いることのないよう十分留意するとともに、児童生徒間でマスクの着用の有無による差別・偏見等が生じないように適切に指導する。

以上

「県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い」 新旧対照表（案）

現 行	令和5年3月13日以降
<p>令和5年2月1日 山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部</p> <p>県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い</p> <p>新規陽性者数は、全国的に減少傾向が続いていますが、依然として高い水準にありますので、気を緩めずに感染防止対策を継続していく必要があります。</p> <p>つきましては、県民の皆様及び事業者の皆様におかれましては、引き続き、以下のことについてご理解、ご協力をお願いします。</p> <p>1 感染防止対策の徹底等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>場面や状況に応じた不織布マスクの正しい着用や、換気の励行、ゼロ密（密閉、密集、密接の全てを避ける）、こまめな手洗い、消毒など基本的な感染防止対策の徹底を引き続き</u>お願いします。</li> <li>・ 特に換気が不十分になると、クラスター発生の要因となるエアロゾル感染のリスクが高まりますので、効果的な換気の徹底をお願いします。</li> <li>・ 子どもや高齢者への感染を防止するため、家庭内でも定期的な換気、こまめな手洗い等を実践し、<u>同居する高齢者や基礎疾患のある方と会話する際にはマスクの活用などを考えてください。</u></li> <li>・ オミクロン株対応ワクチンの接種は、従来型ワクチンを上回る重症化予防効果と、持続期間が短い可能性はあるものの、感染・発症予防効果が期待されることから、前回接種から3か月以上経過した皆様は、早めの接種をお願いします。</li> <li>・ また、小児（5歳以上11歳以下）、乳幼児（6か月以上4歳以下）ワクチンの接種について、お子様を持つ保護者におかれましては、接種の効果と副反応のリスクの双方について十分ご検討いただきたい</li> </ul>	<p>令和5年3月13日 山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部</p> <p>県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い</p> <p>新規陽性者数は、全国的に減少傾向が続いていますが、依然として高い水準にありますので、気を緩めずに感染防止対策を継続していく必要があります。</p> <p>つきましては、県民の皆様及び事業者の皆様におかれましては、引き続き、以下のことについてご理解、ご協力をお願いします。</p> <p>1 感染防止対策の徹底等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>マスクの着用は個人の判断を基本としつつ、政府が示す感染防止対策として着用が効果的な場面等に留意してご対応ください。</u></li> <li>・ <u>また、個人の判断が基本となった後も、引き続き、換気の励行、ゼロ密（密閉、密集、密接の全てを避ける）、こまめな手洗い、消毒など基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。</u></li> <li>・ 特に換気が不十分になると、クラスター発生の要因となるエアロゾル感染のリスクが高まりますので、効果的な換気の徹底をお願いします。</li> <li>・ 子どもや高齢者への感染を防止するため、家庭内でも定期的な換気、こまめな手洗い等を実践して<u>ください。</u></li> <li>・ オミクロン株対応ワクチンの接種は、従来型ワクチンを上回る重症化予防効果と、持続期間が短い可能性はあるものの、感染・発症予防効果が期待されることから、前回接種から3か月以上経過した皆様は、早めの接種をお願いします。</li> <li>・ また、小児（5歳以上11歳以下）、乳幼児（6か月以上4歳以下）ワクチンの接種について、お子様を持つ保護者におかれましては、</li> </ul>

<p>た上で、ご判断ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内の薬局やドラッグストア等において無料でPCR検査・抗原検査を受けられますので、無症状でも少しでも感染に對する不安を感じたら、積極的に無料のPCR検査・抗原検査を活用してください。</li> <li>・ 発熱等の体調不良時に備えて、厚生労働省が承認した「医療用」もしくは「一般用」の検査キットや解熱鎮痛薬等、食料や生活必需品などをあらかじめ購入しておくことをお勧めします。</li> <li>・ 自己検査で陽性だった場合、重症化リスクの低い方は、陽性者健康フォローアップセンターに登録し、自宅での療養をお願いします。</li> <li>・ また、体調悪化等により医療機関を受診する場合は、できるだけ平日の日中に受診するようご協力をお願いします。</li> </ul> <p>2 企業活動等における感染防止対策等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員の健康管理をはじめ、「業種別の感染拡大予防ガイドライン」の遵守の徹底をお願いします。</li> <li>・ テレワーク、時差出勤、オンラインの活用等により、出勤者数の削減など、人との接触を低減する取組みを進めてください。</li> <li>・ 従業員に感染者や濃厚接触者が多数発生した場合に備え、自社のBCP(事業継続計画)の作成・点検を進めてください。</li> <li>・ 体調が優れない方や、妊婦、子どもの養育等が必要な方への休暇取得やテレワーク、時差出勤などの就業上の配慮を行ってください。</li> <li>・ 従業員の方がワクチン接種を受けやすい環境を整備してください。</li> <li>・ 従業員の方が療養に入る際や職場に復帰する際は、証明書の提出を求めず、医療機関のPCR結果通知や診療明細書、陽性者健康フォローアップセンターの登録確認通知メールなどによる代替についてご協力をお願いします。</li> </ul> <p>3 県外との往来等について</p>	<p>接種の効果と副反応のリスクの双方について十分ご検討いただいた上で、ご判断ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内の薬局やドラッグストア等において無料でPCR検査・抗原検査を受けられますので、無症状でも少しでも感染に對する不安を感じたら、積極的に無料のPCR検査・抗原検査を活用してください。</li> <li>・ 発熱等の体調不良時に備えて、厚生労働省が承認した「医療用」もしくは「一般用」の検査キットや解熱鎮痛薬等、食料や生活必需品などをあらかじめ購入しておくことをお勧めします。</li> <li>・ 自己検査で陽性だった場合、重症化リスクの低い方は、陽性者健康フォローアップセンターに登録し、自宅での療養をお願いします。</li> <li>・ また、体調悪化等により医療機関を受診する場合は、できるだけ平日の日中に受診するようご協力をお願いします。</li> </ul> <p>2 企業活動等における感染防止対策等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員の健康管理をはじめ、「業種別の感染拡大予防ガイドライン」の遵守の徹底をお願いします。</li> <li>・ テレワーク、時差出勤、オンラインの活用等により、出勤者数の削減など、人との接触を低減する取組みを進めてください。</li> <li>・ 従業員に感染者や濃厚接触者が多数発生した場合に備え、自社のBCP(事業継続計画)の作成・点検を進めてください。</li> <li>・ 体調が優れない方や、妊婦、子どもの養育等が必要な方への休暇取得やテレワーク、時差出勤などの就業上の配慮を行ってください。</li> <li>・ 従業員の方がワクチン接種を受けやすい環境を整備してください。</li> <li>・ 従業員の方が療養に入る際や職場に復帰する際は、証明書の提出を求めず、医療機関のPCR結果通知や診療明細書、陽性者健康フォローアップセンターの登録確認通知メールなどによる代替についてご協力をお願いします。</li> </ul> <p>3 県外との往来等について</p>
--	---



- ・ 移動する場合には、基本的な感染防止対策の徹底や、事前・事後にPCR検査・抗原検査を活用するなど、「うつさない」、「うつらない」行動を徹底してください。
- ・ 特に高齢者や基礎疾患のある方と会う際は、事前に陰性の検査結果を確認するとともに、早期のワクチン接種をお願いします。

4 会食等について

- ・ 会食の際も、不織布マスクの着用、こまめな手洗い、消毒、ゼロ密、換気の励行など基本的な感染防止対策を徹底してください。
- ・ 職場での昼食や休憩中の飲食等も含め、会話をする際はマスクの着用を徹底してください。
- ・ 会食時の人数制限はありませんが、パーティションの設置や人との適切な距離を確保するなど、密にならないようにしてください。
- ・ 都道府県の認証施設など感染防止対策が講じられた施設を利用してください。

**マスクを外した会話・会食・カラオケが、最大の感染リスクです！**

**【会食における感染防止の取組み】**

- ・ 飲酒は節度を守り、深酒などは控える
  - ・ 箸やコップは使い回さない
  - ・ 体調が悪い人は参加しない
  - ・ カラオケを利用する場合は、十分な距離を取り、マスクを着用する
- ※ なお、弁当やテイクアウトの活用もお勧めします。**

- 5 重症化リスクの高い方やワクチンを接種できない方等の感染防止について
- ・ 高齢者や基礎疾患がある重症化リスクの高い方及びそのご家族は、できるだけ感染リスクが高い行動は避けるなど感染対策を徹底してください。
  - ・ 健康上の理由等でワクチンを接種できない方への感染を防ぐた

- ・ 移動する場合には、基本的な感染防止対策の徹底や、事前・事後にPCR検査・抗原検査を活用するなど、「うつさない」、「うつらない」行動を徹底してください。
- ・ 特に高齢者や基礎疾患のある方と会う際は、事前に陰性の検査結果を確認するとともに、早期のワクチン接種をお願いします。

4 会食等について

- ・ 会食の際も、換気の励行、ゼロ密、こまめな手洗い、消毒など基本的な感染防止対策を徹底してください。
- ・ (削除)
- ・ 会食時の人数制限はありませんが、パーティションの設置や人との適切な距離を確保するなど、密にならないようにしてください。
- ・ 都道府県の認証施設など感染防止対策が講じられた施設を利用してください。

**(削除)**

**【会食における感染防止の取組み】**

- ・ 飲酒は節度を守り、深酒などは控える
  - ・ 箸やコップは使い回さない
  - ・ 体調が悪い人は参加しない
- (削除)**
- (削除)**

- 5 重症化リスクの高い方やワクチンを接種できない方等の感染防止について
- ・ 高齢者や基礎疾患がある重症化リスクの高い方及びそのご家族は、できるだけ感染リスクが高い行動は避けるなど感染対策を徹底してください。
  - ・ 健康上の理由等でワクチンを接種できない方への感染を防ぐた

現 行	令和5年3月13日以降
<p>め、そのご家族は感染対策を徹底してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高年齢者や子どもへの感染を防ぐため、介護施設や保育施設、幼稚園、学校等に従事する方は、感染対策を徹底してください。</li> </ul> <p>なお、以上の取組みについては、今後の感染状況等を踏まえ、内容を見直す場合があります。</p> <p>以上</p>	<p>め、そのご家族は感染対策を徹底してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高年齢者や子どもへの感染を防ぐため、介護施設や保育施設、幼稚園、学校等に従事する方は、感染対策を徹底してください。</li> </ul> <p>なお、以上の取組みについては、今後の感染状況等を踏まえ、内容を見直す場合があります。</p> <p>以上</p>

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが

**令和5年3月13日から**

**マスク着用は個人の判断が基本となります**

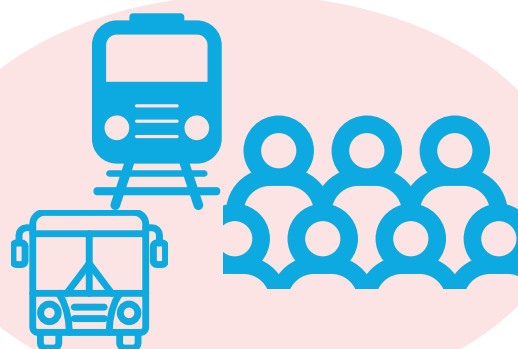
ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう



受診時や医療機関・  
高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した  
電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です



高齢者



慢性肝臓病  
がん  
心血管疾患 など

基礎疾患を有する方



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、  
個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります

## イベント等の開催に関する基本方針

山形県内において開催するイベント等については、政府の基本的対処方針（令和5年2月10日変更）を踏まえ、次の規模要件を満たすとともに、業種別ガイドラインを遵守し、かつ留意事項等に対応する場合に、開催できるものとする。（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）法第24条第9項に基づく要請）

### 1 適用期間

令和5年3月13日から当面の間（令和5年2月15日から3月12日までは従前の例による）

### 2 規模要件

(1) 収容定員がある場合（概要は別添1のとおり）

- ① 収容定員が5,000人以下の場合又は収容定員5,000人超で感染防止安全計画を策定する場合、人数上限は収容定員までとする。
- ② 収容定員5,000人超で感染防止安全計画を策定しない場合、人数上限は5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方とする。

(2) 収容定員がない場合

人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保すること。

(注)「2 規模要件」における人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合（例えばプロスポーツイベントの選手と観客等）には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合（例えば展示会的主催者と来場者等）には両者を合計した数とする。

### 3 感染防止安全計画の提出等

(1) 感染防止安全計画の提出

参加人数5,000人超かつ収容定員50%超で人数上限の緩和を希望するイベントの主催者等は、県に対し、イベント開催の2週間前までに別紙1「感染防止安全計画」を提出し、確認を受けた後、イベント終了後1か月を目途に別紙2「イベント結果報告フォーム」を提出すること。

その他の取扱いについては、「イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その10）」（令和5年2月10日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡）に準じる。

(2) チェックリストの公表等

(1)以外のイベントの主催者等は、別紙3「イベント開催時のチェックリスト」を作成し、ホームページ等で公表するとともに、イベント終了日から1年間保管すること。

#### 4 イベント開催における留意事項

##### (1) 感染防止策の徹底

イベントの主催者等は、別添2「イベント開催等における必要な感染防止策」に示す基本的な感染症対策に必要な取組みを実施すること。

##### (2) お祭りなどの開催

お祭りなど多数の出演者が参加するイベント開催にあたっては、感染状況や出演者が取り得る感染対策等を踏まえ、開催規模や内容の見直し、必要な感染対策の充実について適切に判断すること。

##### (3) クラスターが発生した場合の対応

イベントにおいてクラスターの発生があった場合は、県からの指導等に従い、イベントの感染防止策を徹底し、必要に応じてなされる、イベントの無観客化、中止又は延期等の要請に協力すること。

#### 5 その他

県は、政府の基本的対処方針等の変更や、県内の感染状況等を踏まえて、適宜、基本方針を見直すものとする。

# イベント開催制限 上限整理表

収容定員	人数上限
1万人超	収容定員の半分まで ※ 感染防止安全計画を策定した場合、収容定員まで
5,000人超 ～ 1万人	5,000人まで ※ 感染防止安全計画を策定した場合、収容定員まで
5,000人以下	収容定員まで

## イベント開催等における必要な感染防止策

基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること
1. イベント参加者の感染対策	
(1) 感染経路に応じた感染対策	
<p>①飛沫感染対策</p> <p><del>□ 適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用の周知→徹底</del></p> <p>* 適切なマスクの正しい着用については、「厚生労働省HP「マスクの着用について」を参照。なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことに留意すること。</p> <p>□ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保</p>	<p><del>○ マスクを着用しない者に対する個別注意等の具体的方法の検討→実施</del></p> <p><del>→ マスクを着用しない者の退場措置の事前準備→周知（チケット購入時の約款に明記等）</del></p> <p><del>→ 警備員や映像・音声によるモニタリング、個別注意や退場の徹底</del></p> <p>○ 入場ゲートの増設、開場時間の前倒し、時間差・分散退場の実施、密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築、交通機関との連携（駅付近の混雑度データを踏まえた増便等）による誘導</p> <p>○ 密になりやすい場所での二酸化炭素濃度測定器等を活用した混雑状況の把握・管理、マーキング、誘導員等の配置による誘導</p>
<p>②エアロゾル感染対策</p> <p>□ 機械換気による常時換気又は窓開け換気</p> <p>* 必要な換気量（一人当たり換気量 30m<sup>3</sup>/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね 1,000ppm 以下を目安（二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的）</p> <p>* 機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け</p> <p>* 機械換気、窓開け換気ともに、相対湿度の目安は 40-70%</p> <p>* 屋外開催は除く</p> <p><del>□ 適切なマスクの正しい着用の周知→徹底【①と同様】</del></p> <p>□ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】</p>	<p>○ 各施設の設備に応じた換気</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設に備わっている換気設備の確認、その仕様を踏まえた適切な換気</li> <li>二酸化炭素濃度測定器による常時モニターや映像解析を活用した換気状況を確認するための手法の検討・実施</li> <li>換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス</li> </ul> <p>○ マスクの着用及び距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照</p>

## イベント開催等における必要な感染防止策

基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること
<b>(1) 感染経路に応じた感染対策</b>  <b>③ 接触感染策</b> <input type="checkbox"/> イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施 <input type="checkbox"/> イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】	<input type="checkbox"/> 具体的な手洗場、アルコール等の手指消毒液の設置場所、準備個数等の検討・実施 <input type="checkbox"/> アナウンス等による手洗・手指消毒の呼びかけ <input type="checkbox"/> 距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照
<b>(2) その他の感染対策</b>  <b>④ 飲食時の感染対策</b> <input type="checkbox"/> 上記（1）感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策（ <del>食事中以外のマスク着用等</del> ）の周知	<input type="checkbox"/> アナウンス等による飲食時の感染対策の呼びかけ <input type="checkbox"/> 飲食専用エリアの設置及び当該エリアでの飲食の推奨 <input type="checkbox"/> 飲食店に求められる感染対策等を踏まえた飲食専用エリアでの感染対策（身体的距離の確保等）
<b>⑤ イベント前の感染対策</b> <input type="checkbox"/> 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ	<input type="checkbox"/> 体制構築の上、検温・検査の実施 <input type="checkbox"/> 発熱等の症状がある者の参加自粛を促すことができるキャンセルポリシーの整備

## イベント開催等における必要な感染防止策

基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること
<b>2. 出演者やスタッフの感染対策</b>  <b>⑥ 出演者やスタッフの感染対策</b> <input type="checkbox"/> 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における上記（1）感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施 <input type="checkbox"/> 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施	<input type="checkbox"/> 日常から行う出演者やスタッフの感染対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康アプリの活用等による健康管理</li> <li>・ 出演者やスタッフの必要に応じた検査の実施</li> <li>・ 発熱等の症状がある者は出演・練習を控える</li> <li>・ 練習時やその前後の活動等における <del>適切なマスクの正しい着用</del> 出演者やスタッフの関係者間の適切な距離確保、換気等</li> </ul> <input type="checkbox"/> 本番及びその前後の活動における出演者やスタッフの感染対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 控室等における換気やマスク着用の徹底、三密の回避</li> <li>→ <del>舞台上等でのマスク着用の有無に応じた演者間の適切な距離の確保</del></li> <li>→ <del>本番前後でのマスクの適切な着用</del></li> <li>・ イベント前後を含めた1.(2)④飲食時の感染対策の徹底の呼びかけ</li> </ul> <input type="checkbox"/> ステージと観客席間の適切な距離の確保、出演者やスタッフ及び観客双方への感染対策の周知

# 検査受検の協力要請 及び 無料検査の実施期間の延長について（案）

## 実施期間の延長

新規感染者数は依然として高い水準で推移していることから、引き続き、感染者の早期発見と感染拡大防止を図るため、無料検査の実施期間を令和5年3月31日まで延長する。

### 【参考】現在の検査受検の協力要請及び無料検査

#### (1) 趣旨

陽性者の早期発見と感染拡大防止を図るため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、感染不安を感じる無症状の県民に検査を受けることを協力要請し、当該検査を無料で実施するもの

#### (2) 実施期間

令和4年1月5日 ～ 令和5年2月28日

#### (3) 検査拠点（PCR検査・抗原定性検査）

県内131か所（2/14現在）／1週間あたり約3,800件に対応

- ・山形県PCR自主検査センター（県立河北病院）
- ・〃（鶴岡市立荘内病院）
- ・木下グループ新型コロナPCR検査センター（山形市内）
- ・地域の薬局、ドラッグストア（県内各地）

※ 引き続き検査の拠点となる地域の薬局などを募集中



## 山形県新型コロナウイルス対策認証基準

### 1 入店時

- ① 発熱、咳、咽頭痛等の症状がある場合は、入店を断る旨を掲示し、来店時に利用客の体調を確認している。
- ② 入口に消毒薬を設置し、入店時に手指消毒をするよう要請している。
- ~~③ 食事中以外のマスクの着用について、掲示又は声がけを行っている。  
※ 病気や障がい等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情を鑑み、差別等が生じないように十分配慮するとともに適切な感染対策を講じている。~~
- ④ 順番待ちの列は、間隔（触れ合わない程度）を確保するよう誘導を行っている。床に印、声がけ又は掲示で誘導している。
- ⑤ レジ等での会計時における現金等の受け渡し後には手指消毒を行っている。

### 2 施設設備の管理

- ① パーティション等の設置又は座席の間隔の確保  
以下の項目、1つ以上の実施が必要
  - ・ テーブル席は正面及び隣席との間並びに他のテーブルとの間にパーティション等（目を覆う程度の高さ以上のものを目安。以下同じ）を設置して仕切ることができるようにする。カウンター席は隣席との間にパーティション等を設置して仕切ることができるようにし、横並びで座る人に飛沫が飛ばないように配慮する。
  - ・ 真正面の配置を避ける等により、座席の間隔が1m以上確保されている。※ いずれにおいても家族や日常的に接している少人数の知人等の同一グループ、介助者同席の高齢者・乳幼児・障がい者等が同席する場合は除く。
- ② 換気の徹底  
以下の項目、1つ以上の実施が必要
  - ・ 2方向の窓又はドアを開放する。（適切な換気を行うため、30分に1回以上5分程度又は1時間に1回以上10分程度）
  - ・ 窓の開放による方法以外の場合、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）濃度測定器を設置し、1,000ppm以下を維持するよう、次のいずれかを実施
    - (a) ドアを開け、必要に応じて扇風機等を併用しながら適切な換気を行っている。
    - (b) ドアを開け、HEPAフィルター付き空気清浄機を稼働しながら適切な換気を行っている。
    - (c) 換気機能付きエアコン等機械換気設備を用いて適切な換気を行っている。
- ③ 店内清掃を徹底し、手がよく触れる箇所を適時消毒している。  
※ 消毒については、ドアノブ、券売機、テーブル、椅子、メニュー表、タッチパネル等をアルコール消毒液等で清拭する。
- ④ 手洗設備を自動水栓、レバー式又は足踏み式とし、手洗い洗剤、ペーパータオル等を設置している。（宿泊業では、飲食会場付近及び厨房内を対象とする。）
- ⑤ 毎日トイレを清掃し、1日に複数回手がよく触れる箇所の消毒を実施している。

### 3 利用者の感染防止対策について

- ① 大声での会話を控えるよう要請している。  
声かけ又は掲示で要請している。
- ② 回し飲みや食器の共有を避けるよう掲示等により要請している。  
声かけ又は掲示で要請している。
- ③ ビュッフェ形式では、トングや取り箸を共用とする場合は、手指の消毒を徹底している。又は従業員が小分けにしている。

### 4 従業員の対策について

- ① 感染した、もしくは感染疑いのある従業員が出勤しないよう徹底している。
- ~~② 適切なマスクの正しい着用を徹底している。(休憩時を含む)~~
- ③ 更衣室、休憩室は換気等をしている。(「2 施設設備の管理」の②換気の徹底と同様)
- ④ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯している。

### 5 カラオケ利用時の対策について(該当する場合のみ)

以下のいずれかを実施している。

- ~~・カラオケ利用時にマスクを着用するよう要請し、マイクはこまめに消毒している。~~
- ・カラオケの利用は当面の間自粛する。

### 6 宿泊施設における対策について(該当する場合のみ)

- ① ホールや宴会場、会議室等での3密を防止している。  
人数制限、座席間にパーティションを設置、最低1mの間隔の確保など
- ② 利用時間帯を分けるなど、大浴場での混雑を回避している。
- ③ 大浴場(脱衣所、浴室、休憩室)における会話を控えること、対人距離の確保を要請している。
- ④ 感染が疑われる宿泊者が発生した場合の対応を定めている。
  - ・客室外へ出ないよう依頼し、食事も部屋に届けるなど、他者との接触を極力避けるよう配慮する
  - ・受診相談コールセンター等の番号確認
  - ・対応する従業員を予め決めておく
- ⑤ 宿泊客や従業員がいつでも使えるように、消毒薬を施設内(客室、脱衣所、食事会場、共用トイレ、ロビー等)に設置している。

## [参考資料]

### マスク着用の考え方を見直し等について

令和5年2月10日

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

#### 1. マスク着用の考え方を見直しについて

##### (1) 見直しの概要

- ▶ 新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨する。
- ▶ このマスク着用の考え方を見直しは、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮して3月13日から適用するほか、学校におけるマスク着用の考え方を見直しは4月1日から適用することとし、それまでの間はこれまでの考え方(※1)に沿った対応をお願いします。

※1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)(抜粋)

- ・屋内において、他者と身体的距離(2m以上を目安)がとれない場合、他者と距離がとれるが会話を行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合は、マスクの着用を推奨する。また、高齢者等との面会時や病院内など、重症化リスクの高い者と接する場合にはマスクの着用を推奨する。マスクは不織布マスクを推奨する。なお、屋内において他者と身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ない。
- ・屋外において、他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離がとれ

ない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要なく、特に夏場については、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨する。

- ・また、乳幼児(小学校に上がる前の年齢)のマスクの着用には注意が必要であり、特に2歳未満では推奨されない。2歳以上の就学前の子供についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には推奨しない。なお、本人の体調がすぐれず持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理に着用する必要はなく、マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子供の体調に十分注意した上で着用すること。

## (2) 着用が効果的な場面の周知等

- 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨する。
  - ✓ 医療機関受診時
  - ✓ 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
  - ✓ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（※2）に乗車する時（当面の取扱）
    - ※2 概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。
- そのほか、新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的であることを周知していく。

## (3) 症状がある場合等の対応

- 症状がある者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は、周囲の者に感染を広げないため、外出を控える。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用する。

#### (4) 学校における対応

- ▶ 学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- ▶ 併せて、下記を教育委員会・学校等に対して周知していくとともに、適切な対応を求めることとする。
  - ✓ 基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する児童生徒に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じること。
  - ✓ 地域や学校における新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの感染状況等に応じて、学校・教員が児童生徒に対して着用を促すことも考えられるが、そのような場合も含め、児童生徒や保護者等の主体的な判断が尊重されるよう、着脱を強いることがないようにすること。
- ▶ 上記の見直し時期にかかわらず、4月1日より前に実施される卒業式におけるマスクの着用については、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とし、その際の実態を示すこととする。

#### (5) 医療機関や高齢者施設等における対応

- ▶ 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨する。

#### (6) 事業者における対応

- ▶ マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。
- ▶ 各業界団体においては、1. 及び2. の方針に沿って「業種別ガイドライン」の見直しを行い、現場や利用者へ周知する。

## (7) 留意事項

- マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう周知していく。
- 子どもについては、すこやかな発育・発達の妨げとならないよう配慮することが重要であり、保育所等に対してもマスク着用の考え方を周知する。
- なお、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。ただし、そのような場合においても、子どものマスク着用については、健康面等への影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意する必要がある。

## 2. 基本的な感染対策について

- マスク着用の考え方の見直し後であっても、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」）に基づく基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いする。
- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の位置づけが変更された以降は、基本的対処方針及び「業種別ガイドライン」は廃止となり、個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなる。政府は、感染症法上の位置づけ変更後も、自主的な感染対策について必要となる情報提供を行うなど、個人及び事業者の取組みを支援していく。